

■第17回さいたま市総合振興計画推進本部会議 議事概要

【日 時】 令和6年1月16日（火） 午前11時15分～午前11時30分

【場 所】 政策会議室
※オンラインによる出席含む

【出席者】 (政策会議室)
市長、日野副市長、高橋副市長、小川副市長、水道事業管理者、教育長、市長公室長、都市戦略本部長（代理）、総務局長、財政局長、市民局長、スポーツ文化局長、保健衛生局長、福祉局長、子ども未来局長、環境局長、経済局長、都市局長、建設局長、浦和区役所区長、岩槻区役所区長、消防局長、会計管理者、水道局長、議会局長、副教育長、選挙管理委員会事務局長、人事委員会事務局長（代理）、監査事務局長、農業委員会事務局長、総合政策監

(オンラインによる出席)
西区役所区長、北区役所区長、大宮区役所区長、見沼区役所区長、中央区役所区長、桜区役所区長、南区役所区長、緑区役所区長

【議 題】 (1)新庁舎整備等の影響を踏まえた基本計画改定に伴う実施計画の改定について
(2)令和7年度中間見直しについて

<議題説明(1)>

○事務局（都市経営戦略部）から、資料1及び資料2により、次のような説明があった。

(資料1)

- ・はじめに、本日の目的について説明する。
- ・議題(1)として、昨年12月定例会において、新庁舎整備等に伴うさいたま市総合振興計画基本計画改定（議案）が原案のとおり可決され、この基本計画の改定に伴う実施計画の改定（案）について、2月定例会での報告をご承認いただくもの。
- ・次に、議題(2)として、基本計画において定める中間見直しについて、検討の進め方のご確認をいただくもの。

(資料2)

- ・議題(1)新庁舎移転整備等の影響を踏まえた基本計画改定に伴う実施計画の改定について説明する。
- ・実施計画改定の考え方は、昨年12月定例会において議決された基本計画の改定を踏まえて、関連する実施計画の一部事業を改定するもの。
- ・計画改定のポイントは3つあり、1点目は、基本計画に位置づけられた新たな施策を実

現するための事業を追加する。2点目は、施策体系の変更等に伴い、事業の構成を変更する。3点目は、令和5年度までの取組・目標等に変更せず、今後における取組として、令和6年度以降の内容を改定する。

- ・対象事業の内訳としては、新規で事業を掲載するものは4事業であり、既存の事業を修正するものは13事業である。
- ・既存事業の修正パターンとしては、取組内容を拡充するものが4事業、他の施策へ移行するものが6事業、取組内容の一部を分離するものが3事業となる。実施計画改定の全体の内容としては、参考1「総合振興計画基本計画実施計画 令和5年度基本計画改定に伴う改定案報告書（案）」をご確認いただきたい。
- ・本書をもって、2月定例会での報告としてよろしいかご承認をいただきたい。
- ・今後のスケジュールは、議会報告の後、パブリック・コメントを実施し、年度内に改定をする予定である。

<意見・質問等>

なし

<結果>

○議長から、提出議案「新庁舎整備等の影響を踏まえた基本計画改定に伴う実施計画の改定について」発議され、了承された。

<議題説明(2)>

○事務局（都市経営戦略部）から、資料3により、次のような説明があった。

（資料3）

- ・議題(2)令和7年度中間見直しについて説明する。
- ・中間見直しとは、現行の総合振興計画基本計画の中に定めがあり、計画期間の中間期にそれまでの点検を行い、検証・分析等に基づく中間見直しを行うこととしている。また、実施計画については、令和7年度に現行計画の計画期間が満了することから、この中間見直しに併せて、新たな計画を策定することとしている。
- ・中間見直しの進め方については、基本計画策定後の社会経済状況の変化や、各分野における政策・施策の進捗状況等を踏まえて、令和6年度から中間見直しに向けた検討を進める。
- ・令和6年度の具体の作業としては、アンケートやワークショップ等の市民意見聴取、その結果などを踏まえた内部的な中間点検を実施するとともに、各区の地元団体等で構成する「各区検討懇話会」及び学識経験者等で構成する「総合振興計画審議会」を開催し、必要な見直しを検討していく。
- ・令和7年度は、基本計画改定（素案）の報告、パブリック・コメントの実施、基本計画改定（議案）の提出、次期実施計画の策定、これらを順次進めていく
- ・中間見直しの進め方についても、2月定例会での報告を予定する。

<意見・質問等>

なし

以 上